

6 輸 国 第 4156 号

関税割当公表第72号

令和 7 年度の「その他の乳製品」の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1第0401.10号に定義する「その他の乳製品」の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

なお、本関税割当ては、関税定率法等の一部を改正する法律の施行の日から適用します。

令和 7 年 3 月 11 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品 「その他の乳製品」（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1第0401.10号、第0401.20号、第0401.40号、第0401.50号、第0403.20号、第0403.90号、第0404.90号、第1806.20号、第1806.90号、第1901.10号、第1901.20号、第1901.90号、第2101.12号、第2101.20号、第2106.10号及び第2106.90号に規定するもの）

ただし、第2の3に基づく申請に対して割当てを行う物品は、関税率表第19類又は第21類に分類され、全重量に占める割合が水分3%未満の乾燥粉末であって、乳脂肪分25%以上40%以下、乳固形分50%以上65%以下、しょ糖50%未満の砂糖を加えたもので、かつ、着香料を加えたものに限る。

（参考）対象となる輸入統計品目番号（財務省告示）

0401.10-110、0401.20-110、0401.40-110、0401.50-111、0401.50-121、
0403.20-110、0403.20-120、0403.90-116、0403.90-117、0403.90-126、
0403.90-127、0403.90-136、0403.90-137、0404.90-111、0404.90-117、
0404.90-121、0404.90-127、0404.90-131、0404.90-137、1806.20-311、
1806.90-311、1901.10-111、1901.10-121、1901.20-111、1901.20-116、
1901.90-131、1901.90-136、2101.12-231、2101.12-236、2101.20-231、
2101.20-236、2106.10-120、2106.10-130、2106.90-111、2106.90-112、
2106.90-124、2106.90-125

2 割当数量<注1> 別途公表

3 通関期限 令和8年3月31日

第2 関税割当申請者の資格

前年度又は本年度において、第13に規定する違反等事項該当者に当たらない者であって、次の1から5までのいずれかの要件に該当する者

- 1 令和6年度において、前年度公表<注2>第2の1及び2の要件に該当する者として「その他の乳製品」の輸入実績を有する者
- 2 令和6年度において「その他の乳製品」を購入し、使用した実績を有する者であって、令和7年度において「その他の乳製品」を使用する者
- 3 アイスクリームの製造施設を有し、令和7年度中にアイスクリームを製造する者であって、農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）が適当と認める者
- 4 令和6年度において、関税率表第1部から第4部までに属する貨物の輸入実績を有する者であって、次の全ての要件に該当する者
 - ア 令和7年度において「その他の乳製品」を自己の名と計算において輸入通関する者であって、販売又は使用する者
 - イ 令和7年4月1日（火）午前10時から同年4月10日（木）正午までに農林水産省ウェブサイトの登録フォームから申請登録申込を行い、農林水産省が交付する「申請登録番号」を取得した者（別添）
- 5 第2の1、2又は3の要件に該当する者として割当てを受けており、令和

7年度中に割り当てられた数量の全量を通関することが確実であると認められる者

第3 割当基準

1 第2の1の要件に該当する者

第6に掲げる書類に掲載された令和6年度の割当数量、輸入実績数量、製造実績数量、在庫数量等を勘案して、申請者ごとの割当数量を定めるものとする。

2 第2の2の要件に該当する者

第6に掲げる書類に掲載された令和6年度の購入実績数量、製造実績数量、在庫数量等を勘案して、申請者ごとの割当数量を定めるものとする。

3 第2の3の要件に該当する者

全乳換算で22,940トンの範囲内において、第6に掲げる書類に掲載された令和6年度の製造実績、令和7年度の製造計画数量等を勘案して、申請者ごとの割当数量を定めるものとする。

4 第2の4の要件に該当する者

第1の2の割当数量<注1：全乳換算数量>（別途公表）から第2の1、2及び3の要件に該当する者に割り当てられた数量を差し引いて得られる数量の範囲内において、第2の4の要件に該当する者に割り当てる数量を定め、申請者の申請順<注3>に受付及び審査を行い、当該順位が有効と判断できる者を対象に、その定めた数量に達するまで申請数量を割り当てるものとする。

ただし、1申請者当たりの申請数量は、製品重量で20トンに相当する全乳換算数量を限度とする。

5 第2の5の要件に該当する者

第1の2の割当数量<注1：全乳換算数量>（別途公表）から第2の1、2、3及び4の要件に該当する者に割り当てられた数量を差し引いた数量及び令和7年9月末日までに返納された関税割当証明書（裏面）の残存数量の合計が1トン以上ある場合に限り、当該数量の範囲内において、第6に掲

げる書類に掲載された令和6年の割当数量、輸入実績数量、製造実績数量及び在庫数量、令和7年度の輸入実績数量等を勘案して、申請者ごとの割当数量を定めるものとする。

第4 関税割当申請書の受付及び関税割当証明書の交付の担当課（以下「受付・交付担当課」という。）

農林水産省畜産局牛乳乳製品課

第5 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

- 1 提出期間（書面による提出のうち、直接持ち込む場合は、行政機関の休日を除く。）

次に掲げる期間とする。

- (1) 第2の1、2又は3のいずれかの要件に該当する者

令和7年4月1日（火）から同年4月10日（木）まで（必着）

- (2) 第2の4の要件に該当する者

令和7年4月22日（火）から同年4月25日（金）まで（必着）

- (3) 第2の5の要件に該当する者

別途公表

- 2 提出時間 書面による提出のうち、直接持ち込む場合は、午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

第6 提出書類

- 1 関税割当申請書（省令別記様式第1）
- 2 関税割当申請書に添付すべき書類

次に掲げる書類のうち、(1)のアの(㍑)及びイの(㍔)、(2)のカ、(3)の才並びに(4)の才について、令和6年度における関税割当実績を有する者にあつては、本公表に基づく関税割当申請時点において、登記事項証明書又は個人事業の開業・廃業等届出書の写しの記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。なお、当該書類の記載内容に変更のある場合であつて、第1の割当対象物品又は用途が異なるため、同時に複数（2以上）の関税割当申請を行う場合における当該書類の添付は、受付・交付担当課が同一

の場合に限って、いずれか一方への添付で差し支えない。

(1) 第2の1の要件に該当する者のうち

ア 「その他の乳製品」を原料として、食品等を製造する者

(ア) 「その他の乳製品」を使用した食品等の製造実績・計画一覧表（別記様式3）

(イ) 輸入商品説明書（別記様式2-1及び2-2）

(ウ) 第1の1の割当対象物品を利用した製品に関する工場工程見取図
ただし、令和6年度における関税割当実績を有する者にあつては、
本公表に基づく関税割当申請時点において、当該書類の記載内容に
変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。

(エ) 一般関税割当て（乳製品）に関する誓約書（別記様式1-2）

(オ) 申請者が法人にあつては登記事項証明書、個人事業者にあつては
個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、
個人番号部分が複写されない措置を講じたもの）

イ 「その他の乳製品」を自ら輸入し、販売する者

(ア) その他の乳製品の販売実績・計画一覧表（別記様式4）

(イ) 輸入商品説明書（別記様式2-1及び2-2）

(ウ) 一般関税割当て（乳製品）に関する誓約書（別記様式1-2）

(エ) 申請者が法人にあつては登記事項証明書、個人事業者にあつては
個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、
個人番号部分が複写されない措置を講じたもの）

(2) 第2の2の要件に該当する者

ア 令和6年度の「その他の乳製品」の購入実績表（別記様式5）

なお、購入先ごとに購入を証明する売買契約書等の書類の原本又はそ
の写しも必ず提出すること。

イ 「その他の乳製品」を使用した食品等の製造実績・計画一覧表（別記
様式3）

ウ 輸入商品説明書（別記様式2-1及び2-2）

エ 第 1 の 1 の割当対象物品を利用した製品に関する工場工程見取図

ただし、令和 6 年度における関税割当実績を有する者にあつては、本公表に基づく関税割当申請時点において、当該書類の記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。

オ 一般関税割当て（乳製品）に関する誓約書（別記様式 1－2）

カ 申請者が法人にあつては登記事項証明書、個人事業者にあつては個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの）

(3) 第 2 の 3 の要件に該当する者

ア その他の乳製品の輸入・使用の実績・計画一覧表（別記様式 3）

イ 輸入商品説明書（別記様式 2－1 及び 2－2）

ウ 第 1 の 1 の割当対象物品を利用した製品に関する工場工程見取図

ただし、令和 6 年度における関税割当実績を有する者にあつては、本公表に基づく関税割当申請時点において、当該書類の記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。

エ 一般関税割当て（乳製品）に関する誓約書（別記様式 1－2）

オ 申請者が法人にあつては登記事項証明書、個人事業者にあつては個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの）

(4) 第 2 の 4 の要件に該当する者

ア 第 2 の 4 に掲げる輸入実績を証する書類で、次の(ア)又は(イ)のいずれかのもの

(ア) 令和 6 年度の「その他の乳製品」の輸入実績を有する者にあつては、令和 6 年度の「その他の乳製品」の関税割当証明書の写し

(イ) 輸入許可通知書又は輸入（納税）申告書の写し

イ 輸入商品説明書（別記様式 2－1 及び 2－2）

ウ 次の(ア)又は(イ)のいずれかの書類

(ア) 輸入後販売する者にあつては、販売予定先の者からの購入の意思

を証明する書類

(イ) 輸入後使用する者にあつては、商品等製造工場名及びその所在地を記載した書類

エ 一般関税割当て（乳製品）に関する誓約書（別記様式 1－2）

オ 申請者が法人にあつては登記事項証明書、個人事業者にあつては個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの）

(5) 第 2 の 5 の要件に該当する者

ア 令和 7 年度の「その他の乳製品」の関税割当証明書の写し

イ 2 回目以降の関税割当申請を行う必要が生じた理由を示す書類（別記様式 1－3）

ウ (1)、(2) 及び (3) に掲げる書類

第 7 関税割当申請書等の提出方法

次の 1 又は 2 のいずれかの方法により提出することができる。

ただし、1 の場合は、関税割当申請書及びその他の添付書類の提出部数並びに関税割当証明書の有効期間の延長を希望する場合の証明書有効期間延長申請書及び割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は、それぞれ 1 通とする。このうち、関税割当証明書の有効期間の延長の申請は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うことができるものとし、当該申請を行う場合は、受付・交付担当課へ事前に相談するものとする。

また、1 及び 2 のいずれの場合であっても、関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更、有効期間の延長その他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、関税割当申請書等の記載要領について（令和 6 年 3 月 1 日付け 5 輸国第 4383 号。以下「記載要領」という。）によるものとする。

1 書面による提出

(1) 直接持ち込む場合

受付・交付担当課へ持参する。

(2) 郵送等による場合

郵便書留等の追跡可能な方法により、以下の宛先まで送付する。

なお、第5の1の各提出期間内に当省必着とする。

(宛先)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省畜産局牛乳乳製品課 需給班（一般関税割当担当）宛

2 電子メールによる提出

件名を「関税割当申請書類の提出（申請者名）」とし、本文に「連絡先」及び「担当者氏名」を記載することとする。

(宛先)

kanwari_milk_wto@maff.go.jp

第8 関税割当証明書の発給の担当課

農林水産省輸出・国際局国際経済課

第9 関税割当証明書の返納

1 割当てを受けた者は、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、関税割当証明書を受付・交付担当課に速やかに返納しなければならない。このうち、(5)に該当する場合の返納期限は、関税割当証明書の有効期間満了日の翌日から起算して10日以内とする。返納方法は、受付・交付担当課への直接持込みのほか、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

(1) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の全部がなくなったとき。

(2) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の一部がなくなったとき。

(3) 割当数量を全て消化したとき。

(4) 関税割当証明書の効力が停止したとき。

(5) 関税割当証明書の有効期間が経過したとき。

2 1の返納に当たっては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、

それぞれに対応する書類を書面又は電子メールにより受付・交付担当課に提出するものとする。

- (1) 1の(1)若しくは(2)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の前に関税割当証明書(裏面)の残存数量(以下「残存数量」という。)について、関税割当証明書の再交付を希望せず、全て返還する場合又は1の(5)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の後に残存数量がある関税割当証明書を返納する場合 「関税割当数量の返還について」(別記様式1-4)
 - (2) 1の(2)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の前に残存数量の一部を返還し、残存数量から当該返還した数量を差し引いた数量について、関税割当証明書の再交付を希望する場合 「関税割当申請書」及び「証明書再交付申請理由書」(記載要領別記様式第1)
- 3 1の返納に際して、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)の申告添付登録(MSX)を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了手続きを行い、税関から交付された関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

第10 報告等

- 1 割当てを受けた者は、割当対象物品の輸入・使用状況報告書(別記様式6)を令和8年4月10日までに受付・交付担当課に1部提出するものとする。なお、当該書類の提出方法は、第7の1又は2のいずれかに準ずるものとする。
- 2 割当てを受けた者は、関税割当てに関する法令若しくは本公表の定めに違反した場合又は虚偽の申告若しくは報告(省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するものに限る。)をした場合は、農林水産省に速やかに報告するものとする。

第11 割当てを受けた者の氏名等の公表

- 1 農林水産省は、本公表に基づき割当てを受けた者の氏名(名称)及び住所を、農林水産省ウェブサイトにおいて公表する。

- 2 第6に掲げる書類に含まれる個人情報、1の目的を除くほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令に基づき適正に管理し、第6に掲げる書類の申請及び審査並びに関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。

第12 用途外使用等の制限

申請に当たって、割当てを受けた用途にのみ使用（又は販売）し、その他の用途には使用（又は販売）しないことを誓約することとされている割当対象物品について、やむを得ない理由により、割当てを受けた用途以外の用途に使用（又は販売）し、若しくはこれらの用途以外の用途に使用（又は販売）するため譲渡（以下「用途外使用等」という。）し、又は割当てを受けた用途と同一の用途に使用（又は販売）する場合であっても、割当てを受けた者から他者へ譲渡（申請時点においてあらかじめ届出のあった譲渡を除く。）しようとするときは、受付・交付担当課へ事前に相談するものとする。

第13 関税割当証明書の効力及び交付の停止並びに無効

農林水産省は、本公表に基づいて割当てを受けた者が次の1から3までのいずれかの事項（以下「違反等事項」という。）に該当することについて、当該違反等事項の事実を確認したときは、当該違反等事項の事実を確認された者（以下「違反等事項該当者」という。）に対して交付された関税割当証明書のうち当該違反等事項の事実を確認した時点において有効なものの効力を停止するとともに、当該違反等事項の事実を確認した日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の翌年度の末日までの期間内は、当該違反等事項該当者に対して関税割当証明書の交付を行わない（以下「効力及び交付停止措置」という。）こととする。

- 1 関税割当てに関する法令に違反したことが確定したとき。
- 2 本公表の定めに違反したとき。
- 3 虚偽の申告又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するものに限る。）をしたとき。

なお、農林水産省による効力及び交付停止措置がとられた場合は、該当する違反等事項との関連が特定される関税割当証明書はの交付の日の属する年度の初日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の末日までに当該違反等事項該当者に交付された関税割当証明書の全部又は一部について、遡及して無効となることがある。

第14 その他

- 1 農林水産省は、申請者に対して関税割当てに関する必要な書類の提出を別途求めることがある。
- 2 畜産局長は、必要に応じて、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく指定検査機関の発行する割当てを受けて輸入した物品の成分分析表の提出を求めることがある。
- 3 割当てを受けて「その他の乳製品」を輸入しようとするときは、輸入申告に際して、受付・交付担当課の承認を受けた輸入商品説明書（別記様式2－2）を関税割当証明書に添付して、税関に提出することとする。なお、やむを得ない理由により当該説明書に記載の物品と異なる物品を輸入しようとするときは、「証明書再交付申請理由書」（記載要領別記様式第1）に、関税割当証明書の原本、受付・交付担当課の承認を受けた輸入商品説明書の原本及び変更後の輸入商品説明書（別記様式2－1及び2－2）を添えて、受付・交付担当課に提出し、承認を受けなければならない。
- 4 令和7年度中に割り当てられた数量の全量を通関することが確実であると認められない者に対して、第11の規定にかかわらず、残存数量の全部の返納又は一部の返還を求めることがある。
- 5 本公表に定める各種手続（農林水産省における事務手続を含む。）については、甚大な災害により被災するなどの非常事態の発生により変更が生じる場合がある。この場合の周知は、可能な限り農林水産省ウェブサイトに掲載することにより行うものとする。

<注1> 本公表に基づく割当ては、全乳換算数量により行うものとし、全乳換

算数量は、当該物品の全重量のうちに占める乳脂肪分の割合に15.12を乗じて得た数に当該物品の全重量のうちに占める無脂乳固形分の割合に6.59を乗じて得た数を加えて得た数を当該物品の全重量に乗じて得た数量とする。

成 分	係 数
乳 脂 肪 分	15.12
無 脂 乳 固 形 分	6.59

<注2> 「前年度公表」とは、令和6年度の「その他の乳製品」の関税割当てについて（令和6年3月11日付け5輸国第4471号関税割当公表第72号）をいう。

<注3> 「申請順」とは、農林水産省ウェブサイトの登録フォームから申請登録申込を行い、農林水産省が交付する「申請登録番号」を取得した者（別添「令和7年度の「その他の乳製品」の関税割当てについて（令和7年3月11日付け6輸国第4156号関税割当公表第72号）第2の4の要件に該当する者の申請について」を参照）を対象とする公開抽選を実施し、その結果により決定した申請順位をいう。

<注4> 別記様式は以下の農林水産省ウェブサイトに掲載。

（http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_kanwari/format/index.html）